

全建労発第 54号  
平成29年12月12日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤晴貞  
〔公印省略〕

### 工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について

時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

石綿等の製造、輸入、譲渡、提供及び使用については、平成18年9月1日に全面的禁止となっておりますが、禁止日時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品等は、現在でも工業製品などに存在しております。

こうした石綿含有部品などを交換・廃棄等する際は、石綿障害予防規則に基づき労働者の石綿ばく露防止措置を講じる必要があります。厚生労働省においては、これまで周知徹底を図ってきたところですが、部品に石綿が含有することが把握されておらず、適切な措置が講じられなかった事例が散見されています。

このため、厚生労働省では、石綿含有部品の把握漏れをなくすための5つの対策を挙げ、実際に発生した事例を紹介する別添のパンフレットを作成した旨、本会宛、通知がありました。つきましては、この内容も参考にし、石綿含有部品の把握を徹底するよう、貴会所属会員企業の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上  
担当：労働部 吉田

基安化発 1207 第 1 号  
平成 29 年 12 月 7 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
( 契印省略 )

### 工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について

石綿等（石綿又は石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物）の製造、輸入、譲渡、提供及び使用は、平成 7 年や平成 16 年の一部禁止を経て、平成 18 年 9 月 1 日に全面禁止されました。一方で、禁止日時点での機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも工業製品などに存在しています。

こうした石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づき労働者の石綿ばく露防止措置を講じる必要があり、厚生労働省ではこれまでも累次に渡って周知徹底を図ってきましたが、部品に石綿が含有されていることが把握されておらず、適切な措置が講じられなかった事例が散見されています。

こうしたことから、今般、添付のリーフレットのとおり、こうした石綿の把握漏れ事例について取りまとめました。

本リーフレットでは、石綿含有部品の把握漏れをなくすための 5 つの対策をあげ、実際に発生した事例（対策が不十分であった例）を紹介しておりますので、この内容も参考にしていただき、石綿含有部品の把握を徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しております。

【掲載ページ】「石綿パンフレット等 | 厚生労働省」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

検索キーワード「石綿 パンフレット」

# 機械設備の石綿含有部品を把握していますか？

石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、  
「石綿障害予防規則」に基づき、  
労働者に対する『石綿ばく露防止措置』が必要です。

- ▶ 石綿（アスベスト）は平成18年9月1日に使用などが禁止されました。ただし、禁止日時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも存在しています。
- ▶ そうした石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、労働者に対して「石綿障害予防規則」に基づく『石綿ばく露防止措置』を講じる必要がありますが、部品に石綿が含有されていることが把握されておらず、適切な措置が講じられなかつた事例が散見されています。
- ▶ 本リーフレットでは、石綿含有部品の把握漏れをなくすための**5つの対策をあげ、実際に発生した事例(対策が不十分であった例)を紹介します**。把握の徹底をお願いします。

※掲載している事例は、「鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について」（平成28年12月2日基安化発1202第1号）による指導や、事業者からの報告等により、都道府県労働局が把握したものです。

## 1 石綿に関する情報を、部署間で共有してください。

機械設備の石綿に関する情報が一部の部門にとどまると、解体や改造などを行う他部門において石綿含有部品の把握・確認漏れが生じます。それにより、必要な措置が講じられないまま解体などの作業が行われるおそれがありますので、必要な部署の全てで情報を共有するよう徹底してください。

事例①	機械設備について定期点検部門では石綿の含有を把握していたが、他の部門でその情報を把握していなかった。
事例②	機械設備について設備部門では石綿の含有を把握していたが、解体業者に発注する部門でその情報を把握していなかった。

## 2 関係する全ての作業で、石綿の含有を確認してください。

石綿を含有する機械設備を扱う際は、解体だけでなく、改造など他の作業でも労働者の石綿ばく露防止措置が必要です。そのため、石綿含有のおそれのある部品を扱う全ての作業において、石綿含有の有無を確認してから行うよう徹底してください。

事例	機械設備の解体時には石綿含有の有無を確認していたが、改造時には石綿含有の有無を確認していなかった。
----	---



### 3 謙渡時には、謙渡先に石綿の情報を伝達してください。

機械設備を謙渡する場合は、謙渡先でも機械設備の石綿含有情報を把握することが必要です。謙渡・提供者は、石綿含有部品が使用された機械設備の謙渡などの際に、石綿の含有の有無（不明の場合は、不明である旨）を伝達してください。また受けける側も、謙渡・提供元に対して確認をしてください。

#### 事例

機械設備について謙渡を受けた際に、石綿含有情報をについて伝達を受けていなかったため、石綿含有の可能性について気づかなかった。

### 4 石綿の情報を正しく整理して、確実に把握してください。

機械設備には、様々な部品に石綿が使用されている可能性があります。そのため、社内で共有する情報や、処理業者などに伝達する石綿含有情報を関しては、正しく整理した上で、把握漏れがないよう徹底してください。

#### 事例

鉄道車両の石綿含有情報を車体と台車に分けて管理しており、車体の石綿情報は処分業者に伝達していたが、台車の石綿情報を伝達していなかった。

### 5 石綿を多用している機械設備は、部品などを全て確認してください。

鉄道車両など石綿含有部品を多く使用している機械設備については、全ての部品や塗料などについて、石綿の含有の有無を確認してください。

#### 事例①

平成18年に石綿含有品が禁止された当時、部品メーカーに対して、石綿含有部品を包括的に確認するよう依頼したが、行政指導を契機に改めて部品ごとに確認を依頼した結果、部品メーカーの連絡内容に漏れがあることが分かった。

#### 事例②

鉄道車両について、台車のスリ板には石綿が含有するものがあることが広く知られているため、社内で「スリ板」と呼称していた部品は調査していたが、スリ板の類似品である心皿ブッシュや台車軸箱支持装置案内子について調査を行っていなかった。

#### 事例③

一般的に石綿含有の可能性が知られている部品（鉄道車両のスリ板）であるにも関わらず、石綿含有の有無を確認していなかった。

#### 事例④

防音壁について、製造企業の仕様書では「ノンアスベスト」と記載されていたが、実際には石綿が含まれていた。経緯は明確でないが、製造当時は禁止されていない「クリソタイル」が含まれていた。

#### 詳しくは

労働安全衛生法令のご不明点などは

厚生労働省HPをご覧いただくな、最寄りの都道府県労働局、  
労働基準監督署にお問い合わせください。

△△労働局

検索



#### 『石綿パンフレット等 | 厚生労働省』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

石綿 パンフレット

検索

